

平成20年6月23日

お客さま各位

紀北信用金庫

「振り込め詐欺救済法」への対応について

平成20年6月21日に「**犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律**」(略称「振り込め詐欺救済法」)が施行されました。この法律は、犯罪利用口座(オレオレ詐欺・還付金詐欺などの振り込め詐欺等に利用された預金口座)に振り込まれ滞留している犯罪被害資金の返還手続き等について定めた法律です。

当金庫では法律に従い、被害に遭われた方に対する手続きを順次実施させていただきます。振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当金庫の口座に振り込まれた方、または当金庫から犯罪被害資金を振り込みされた方からのご照会等につきましては、下記の〈お問合せ先〉にてご照会、ご相談を承っております。

また、振り込め詐欺等による被害を受けたと思われる方は、直ちに警察等の捜査機関へご連絡するようお願いいたします。

なお、犯罪利用口座につきましては、預金保険機構のホームページに順次公告されます。

< 預金保険機構が行う公告について >

預金保険機構の公告へ <http://www.furikomesagi.dic.go.jp/>

(お問合せ先)

詳細につきましては、**連絡受付窓口【本部業務部】**(0597 - 23 - 2341 内線48または51)までお問合せください。

〔受付時間〕【平日】 9:00～17:00